

岐阜県公報

号 外 (二) 平 成 三 十 年 三 月 三 十 一 日

目 次

告 示

県道の路線認定	(道路維持課)	一
道路の区域決定	(同)	一
道路の区域変更	(同)	二
道路の供用開始	(同)	四

告 示

岐阜県告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第一項の規定により県道の路線を次のように認定したので、同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県土木整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

整理 番号	路線名		起 点		終 点		備 考
	終 点	起 点	終 点	起 点	経 過 地	経 過 地	
207	各務原市 美濃加茂線	各務原市 美濃加茂市	加茂郡坂 祝町				

岐阜県告示第百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
各務原線 美濃加茂線		各務原市鷺沼東町二丁目九一番一 地先から 同 市鷺沼字表平山六五二七 番地先まで	10.00 25.00	385.00	

岐阜県告示第百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
各務原線 美濃加茂線		加茂郡坂祝町勝山字木野一〇三 八番六地先から 美濃加茂市御門町二丁目字赤池 上三一四番一地先まで	8.50 5.50	654.00	

岐阜県告示第百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域変更前後(メートル)	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
岐阜線 南濃線		岐阜市南鷺六丁目六番一 地先地内	後 15.00 前 16.50	5.20	5.20	

岐阜県告示第百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	区域変更前後(メートル)	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

国道	一般	号	四百十八
美濃加茂市山之上町字外 敷五二九番地先から	同 市同 田五八五番地先まで	同 市同 田五八五番地先まで	同 市同 田六四八番地先まで
後 A	後 B	前 A	
二五〇 七〇〇	七五	二五〇 七〇〇	
三六〇〇	一五〇	三六〇〇	
A B 及び係属する地区を以て			

岐阜県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路	種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
豊田線			土岐市鶴里町柿野字陣田 七八四番一地从先から	同 市同 二四七四番三地从先まで	A	一三・五 五・五	五三・一	A B 及び係属する地区を以て
多治見線			土岐市鶴里町柿野字陣田 七八四番五地从先から	同 市同 二四七四番三地从先まで	B	五・二 一・九六	八四・二	A B 及び係属する地区を以て

国道	一般	号	四百十八
美濃加茂市山之上町字外 敷五二九番地先から	同 市同 田五八五番地先まで	同 市同 田五八五番地先まで	同 市同 田六四八番地先まで
後 A	後 B	前 A	
二五〇 七〇〇	七五	二五〇 七〇〇	
三六〇〇	一五〇	三六〇〇	
A B 及び係属する地区を以て			

岐阜県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路	種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 （メートル）	備考
足助岐線			土岐市鶴里町柿野字入海 道一四八二番一地从先から	同 市同 ケ口一四四四番一地从先まで	A	八二・二 二・六二	二四・六	A B 及び係属する地区を以て
			土岐市鶴里町柿野字入海 道一四八二番一地从先から	同 市同 ケ口一四四四番一地从先まで	B	八二・二 五・二	三六・八	A B 及び係属する地区を以て
			土岐市鶴里町柿野字入海 道一四八二番一地从先から	同 市同 ケ口一四四四番一地从先まで	後 B	八二・二 五・二	三六・八	A B 及び係属する地区を以て

岐阜県告示第百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	富加線	加茂郡坂祝町深萱字北大洞二二三番一地从先から同郡同町同字同一七八番二地先まで	同郡同町同字同九三番三地先まで	後	九〇・〇 一六〇	一六三〇・〇	終点の変更

岐阜県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考
県道	南岐濃線	岐阜市南彌六丁目六番一地先	市内	五・二	平成三〇・三・三	区域又は区域の変更の告示（か）

岐阜県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考
一般国道	四百十八号	美濃加茂市山之上町字外敷五二九番地先から同市同町字寺田五八五番地先まで	同市同町字寺田六四八番地先まで	三〇・〇	平成三〇・三・三	区域又は区域の変更の告示（か）

岐阜県告示第百八十七号の二

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか）
県道	各務原線 美濃加茂線	各務原市鷺沼東町二丁目九一 番一地从先から 同 市鷺沼字表平山六五二 七番地先まで		三・八・五〇	平成 三〇・三・三	平成 三〇・三・三

岐阜県告示第百八十七号の三

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか）

県道	岐ケ原線	本巣市軽海字皆前一三二五番 一地从先から 同 市同 字五反田九七〇番 一地从先まで		四・五〇	平成 三〇・三・三	平成 二〇・八・一七
----	------	--	--	------	--------------	---------------

岐阜県告示第百八十七号の四

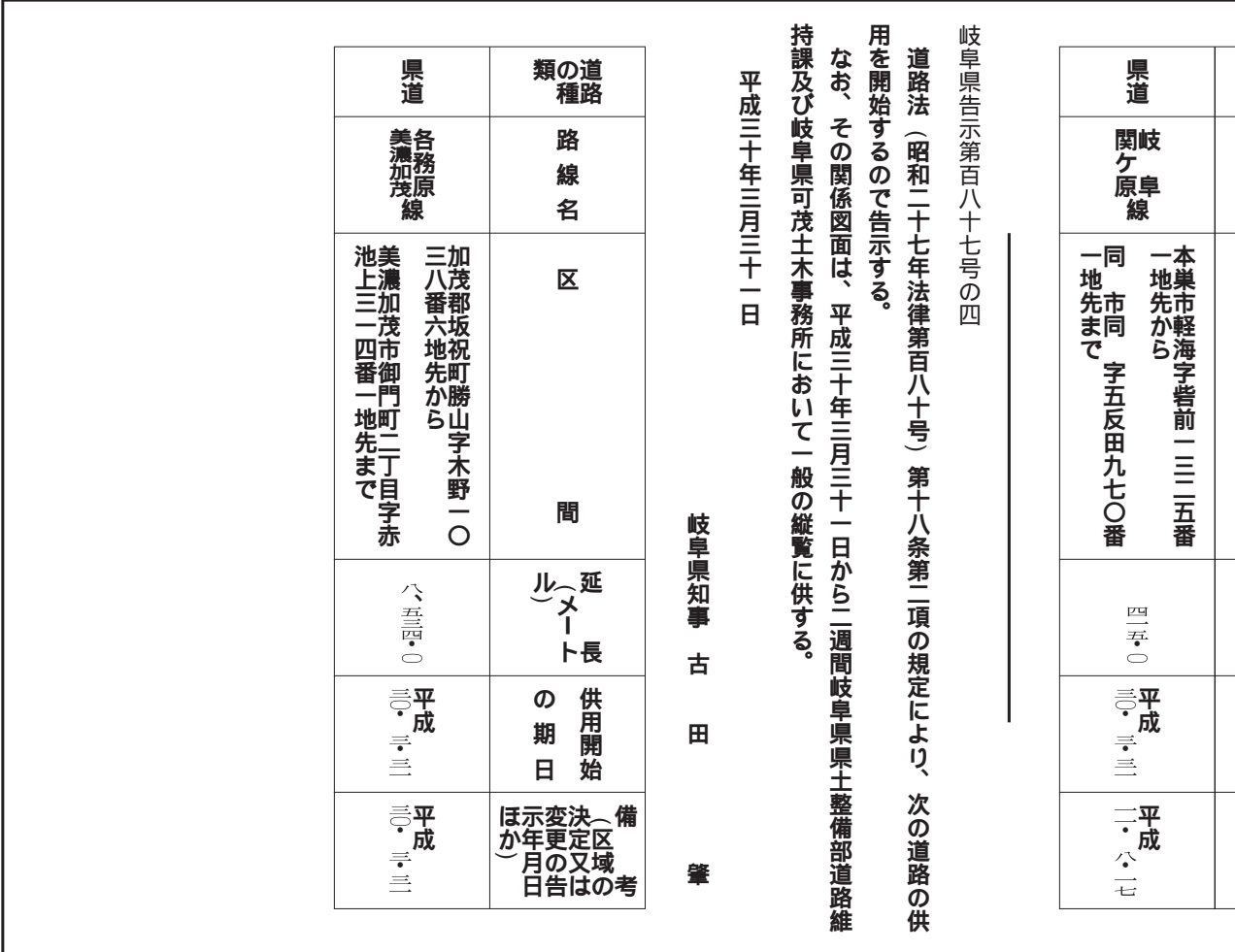
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の又は変更の又は告示年月日ほか）
県道	各務原線 美濃加茂線	加茂郡坂祝町勝山字木野一〇 三八番六地先から 美濃加茂市御門町二丁目字赤 池上三一四番一地从先まで		八・五四〇	平成 三〇・三・三	平成 三〇・三・三



平成三十年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社